

第 21 回静岡県事業認定審議会会議録

日 時	令和 7 年 1 月 29 日（水） 午前 10 時から正午まで
場 所	静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁本館 4 階 4 0 1 会議室
出席者 職・氏名	【委員】（会長・会長代理以外は五十音順） 西原 純（静岡大学名誉教授）〔会長〕 伊吹 裕子（静岡県立大学食品栄養科学部教授）〔会長代理〕 板倉 美奈子（静岡大学グローバル共創科学部教授） 坂野 史子（弁護士） 鈴木 良則（（一社）静岡県経営者協会専務理事） 中澤 博志（静岡理工科大学理工学部教授） 中島 忠男（（株）SBS プロモーション常務取締役） 【事務局】（静岡県職員） 交通基盤部長、建設経済局長、公共用地課長、公共用地課員
議 題	1 会長及び会長職務代理者の選任 2 土地収用法、静岡県事業認定審議会の概要 3 全国及び県内の事業認定の状況 4 事例研究
配付資料	資料 1 第 21 回 静岡県事業認定審議会 出席者名簿 資料 2－1 土地収用法の概要 資料 2－2 静岡県事業認定審議会 資料 3－1 全国の事業認定の状況 資料 3－2 県内の事業認定の状況 資料 4 事例研究「藤枝市立新学校給食センター整備事業」

1 会長及び会長職務代理者の選任

静岡県事業認定審議会条例第 3 条及び静岡県事業認定審議会運営規程第 2 条に基づき、会長及び会長職務代理者の選任を行った。

会長は、委員の互選（指名推薦）により、西原委員に決定した。また、会長職務代理者は、西原会長の指名により、伊吹委員に決定した。

2 土地収用法、静岡県事業認定審議会の概要

資料 2－1 及び資料 2－2 により、土地収用法の概要及び静岡県事業認定審議会について、事務局から説明。

（委 員）事業認定では事業の公益性を見るとのことだが、起業者が純然たる民間起業者ということはあるのか。

（事務局）事業認定の対象となる事業かどうかは、土地収用法第 3 条の各号に限定列挙されてい

る事業に該当するかどうかで判断される。このうち、一部は事業主体が「国又は地方公共団体」に限定されているが、特段事業主体が限定されていないものもある。例えば、病院事業であれば民間の医療法人が、老人ホーム等の社会福祉事業であれば社会福祉法人が起業者になることは考えられるため、それらは民間起業者と言える。

(委員) 例えば、27号の廃棄物処理施設などは民間が起業者となることはあり得るのか。

(事務局) 27号に記載された法律に基づく施設であれば、民間事業者であっても公益性の高さから起業者になることはあり得る。

(委員) 反対者がいる事業と、反対者がいない事業で、事業認定における手続きや審査が変わることはあるのか。

(事務局) 公聴会や審議会が開かれる、という点以外で違いはない。もちろん、事前に起業者から事業に反対する方がいるかどうか、という情報は耳にしているため、反対者がいる事業であれば、審議会等が開かれる可能性を考慮した準備は行うことになるだろうが、審査の厳しさは変わらない。仮に申請時点で反対者がいなくても、短期縦覧の期間中に突如事業に反対する方が現れる可能性もある。

(委員) 仮に審議会が開かれたとして、申請事業の公益性や合理性を判断するため、公的な指標等が必要と考える場合、資料を用意してもらうことはできるのか。

(事務局) 仮に審議会の場で起業者から示された資料では不足があると委員の方が判断された場合は、起業者に対し、追加の資料提出を求めることはできる。

(委員) 県には環境影響評価を行う課もあると思うが、そちらの課との業務の兼ね合いを教えてください。知事認定の対象となる事業は規模が小さいため、環境影響評価法に基づく環境アセスメント調査が行われることは少ないと思うが。

(事務局) 仮に環境アセスメント調査が必要とされる事業の申請があった場合は、事前に県の担当課から調査結果に対する意見が付されるため、事業認定申請の際は、調査結果及び意見書を資料として提出していただき、認定庁にて最終判断をすることになる。

(委員) 第2号要件で起業者の意思と能力を見るところになっているが、この場合の「意思」というのは、そもそも事業認定申請を提出しているという事実をもって、意思があると実質的には判断しているという認識でよいのか。

(事務局) 確かに事業認定申請を出しているということでも事業施行の意思があることの1つの証拠にはなるが、ここでいう「意思」とは、計画している事業を最後までやり遂げる意思があるか、という意味合いが強い。そのため、審査としては、事業施行のために必要な人員や予算確保をしていることを示す書類を示してもらうほか、地方公共団体による事業の場合は、総合計画等、公的な書類の中で一般の方の目に触れる形で事業が公表されているかどうかを見ることになる。

(委員) 事業認定を取得すると、その後、行政代執行を行うことも可能になるという説明があったが、起業地内の地権者の一部が用地の提供に反対していたとして、必ず代執行に踏み切ることになるのか。

(事務局) 反対地権者の方には、事前説明会や短期縦覧期間中の公聴会開催請求、意見書の提出等により、なぜ事業に反対するのか、意思を示してもらう場を設けている。起業者も、反対者の意見を踏まえ、対応できることについては対応する必要がある。その上で、審議会等を開き、事業の公益性や早期実現の必要性が認められれば、事業認定を行い、場合によっては代執

行に踏み切ることになる。ただし、一応「適期申請」という考え方があり、基本的には起業地の範囲の80%程度の面積で任意買収の同意を得ていることが、事業認定申請提出の目安となっているため、例えば起業地の土地所有者の大部分が事業に反対しているような状況で事業認定を行うということは考えにくい。とはいえ、公益性が高い事業が必要以上に先延ばしになるということは県民の利益からも望ましくないため、80%に絶対にこだわるという訳ではなく、やはり「強制的に土地を収用してでも実現する必要があるほどの公益事業かどうか」という点を事業認定では最も重視する。

(委員) 今回事例研究で使う給食センター整備事業などは、仮に事業に反対する土地所有者の方がいたとして、行政代執行を行うには、やや公益性の説明が弱いようにも感じるが、その点はどうか。

(事務局) 給食センター整備事業自体は、土地収用法第3条に掲げられている事業に該当する以上、法的には代執行を行うことも認められている。ただし、もちろん事業認定の審査にあたっては、事業の必要性の確認に加え、本当にその土地でなければいけないのか、他に任意買収で用地を取得できる適地は本当はないのか、ということを厳しく審査する。その上で、どうしても他に候補地がないということであれば、代執行を視野に入れた上で事業認定をすることになる。

(委員) 第三者機関の意見聴取(審議会開催)が行われるとして、その時点ではまだ申請を受理しただけで、認定庁の審査は行われていない状態なのではないかと思うが、審議会では認定庁はどのようなスタンスをとるのか。

(事務局) 正式に言えば、認定庁による審査の結論がまだ出ていない段階というのは、そのとおりである。ただし、基本的に起業者と認定庁の間では、正式な申請の前に事前相談のやりとりが行われていることが多く、その中で申請の内容は認定庁もおおよそ理解している。そのため、明らかに認定できない状態の申請書類については、その旨を起業者にも伝えており、正式に申請を受理する際には、ある程度「認定できる見込み」を認定庁も持っていることが多い。そのため、審議会の開催にあたっては、他県の事例を見ても、提出された意見書に対する認定庁の見解を付したものを審議会の場で委員に提供し、それに対して委員から認定庁の考え方に甘いところがないか、見解をいただいていることが多いようだ。

(委員) 資料を見ると、以前は「事前審査」という制度があり、それが公正性・中立性にかけるということで、現在は「事前相談」に変わったようだが、何が変わったのか。

(事務局) 以前の事前審査では、起業者に対し認定庁から「こういう風に直すように」「こういう書類を作るように」という具体的な指示を出していたが、現在の事前相談では、あくまでも起業者からの相談に対し助言をするというスタンスで、助言内容も「ここの説明がわかりにくい」「もう少し詳しく」と言った形で、起業者自身に「どうすれば認定庁の理解を得られるか」考えてもらうようにしている。

3 全国及び県内の事業認定の状況

資料3-1及び資料3-2により、全国及び県内の事業認定の状況について、事務局から説明。

(委員) 申請目的の欄にある「税金対策」とはどういうことか。

(事務局) 本来の事業認定は、前述のとおり、任意買収に反対する地権者から強制的に土地を収

用することを認める事業を認定する制度だが、実態としては、平成 14 年の改正土地収用法の施行以降、静岡県に申請された事業は全て、事業認定の副次的効果である「5,000 万円控除」を目的とする申請となっている。「5,000 万円控除」は土地を提供した地権者に対し、用地補償として支払われる金銭の内、5,000 万円分は特別控除されるという制度であり、この適用を受けるために事業認定を申請する起業者が多い。

(委員) 農振除外についても説明が欲しい。

(事務局) そもそも農地というのは、農地法に基づき、農地以外の目的に転用することに制限がかけられているが、それに加えて、青字農地というのは、農振法に基づき、積極的に農業利用することが求められている土地を指す。青字農地を規制の緩い白地農地に変える、農振除外のためには、基本的に農地を管理する部署の承認が必要となるが、これは非常にハードルが高い。しかし、事業認定を取得すると、自動的に農振除外されることに加え、農業委員会の許可が必要な農地転用の手続きも円滑に進むようになる。近年、起業地が市街化調整区域内にあることが増えており、市街化調整区域は農地が多いことから、税金対策目的に加え、農振除外・農地転用を目的とする申請も増えている。

4 事例研究「藤枝市立新学校給食センター整備事業」

資料 4 により、「藤枝市立新学校給食センター整備事業」に関する事業計画の概要、事業認定の要件への適合性等について、事務局から説明。

具体例を通じ、事業認定制度全体に対する意見、質問を求めた。

(委員) この事業は、市が直接運営しているという理解でよいのか。

(事務局) そのとおり、公設公営の事業となる。

(委員) 経営の持続可能性、サステナビリティを考慮すれば、運営を民間委託することも考えられると思うが、市はそれを検討していたのか。

(事務局) 公設民営も検討したようだが、事業の安定的継続性及びランニングコストの面から、公設公営を選択している。

(委員) 今後少子化が進み、児童・生徒数の減少が見込まれるが、それは考慮した事業規模となっているか。

(事務局) 藤枝市はベッドタウンとしての需要があり、少子化により児童数は少しずつ減少していくことが見込まれるものの、一定期間は 9,000 人程度の児童・生徒数が維持されとの調査結果が出ている。そのため、認定庁としても、10,000 食分の調理能力は過大ではないとの判断を行った。

(委員) 地方公共団体が主体の事業である以上、公共性・公益性は当然あるという判断になるのか。仮に事業運営について入札等を行い民間事業者が落札し、運営をすることになっても、その公共性・公益性は認められるのか。そういう場合でも、土地所有者は税控除の恩恵を受けられるのか。

(事務局) 公設民営の施設であっても、事業そのものを実施する根拠が土地収用法第 3 条各号のいずれかに該当し、設置主体が地方公共団体であれば、公共性・公益性は認められると考えられる。また、事業認定された以上は、税控除が適用される。

(委員) 市街化調整区域の土地の管理処分困っている土地所有者が多い中で、今回の給食セ

ンター事業が、災害等が起きた際の被災者への食事提供等の機能まで持っているならともかく、通常の給食センターとしての機能しかなく、また仮に民間事業者が運営するような公益性の説明が弱い事業でも税控除の適用を受けて処分できるとなると、土地所有者の中には（運良く土地を処分できた者と処分できない者との間で）不公平感を覚える者も出てくるように思うがどうか。

（事務局）事業認定には1～4号までの要件審査があり、公設民営であっても給食センターは1号要件を満たすと言える。ただし、当然2～4号要件の審査も行われるため、単に給食センターを整備するという曖昧な計画だけで事業認定がとれる訳ではない。特に3号要件の公益性の説明や4号要件の早期施行の必要性を十分に説明できず、1号要件を満たしていても申請を諦める起業者も多い。事業全体を総合的に判断し、公益性が高いと判断できなければ認定されることはない。

（委員）今回、従来の建物を修繕・補強するのではなく、新施設を整備することで、地震対策を行い、給食の安定的供給を目指すという説明がされているが、仮に給食センター自体の被害が少なくても、各学校までの輸送経路に被害があったり、そもそも学校自体が再開できないと効果が薄いようにも思う。

（事務局）今回の起業地は比較的市街地に近いエリアのため、被災後の復興は早いとは思いますが、御指摘のとおり、そもそも学校再開までにはかなりの時間がかかると思う。ただし、仮に今給食センターを整備しないまま被災すれば、そこから復興と同時並行で給食センターを新しく整備する必要が生じ、事業を再開するまでに10年近くかかっても不思議はない。そういった意味で、今新学校給食センターを整備しておけば、1～3年以内に給食事業を再開できる可能性も高まる。

（委員）成長期の子どもに十分な量の食事を摂らせる重要性を考えれば、今回の事業の公共性は非常に高いと感じる。むしろ、これまで冷暖房設備がなく40℃を超えるような環境で職員が業務に従事しなければいけない状態だったことが気になる。もっと早く事業に着手できていれば良かった。

（事務局）それは、そのとおりだと思う。

（委員）そもそもの話として、事業の必要性や効果といったものは、起業者である地方公共団体が計画する段階で議会等の承認を経る中で審査されるべきだと思うが。

（事務局）それはそのとおりである。今回は申請事業の内容を理解していただくために、計画策定までの流れを詳しく紹介したが、実際の認定庁の審査では、「事業そのものが本当に必要なか」ということは審査しない。それは、計画を策定する段階でパブリックコメント等や議会の承認を経て決められているため、認定庁が税金の使い道として申請事業が適切かどうかなどに口を出すことはない。認定庁は「事業自体は必要」なことを前提として、その実現方法として計画内容が適切かどうか、例えば事業規模や候補地の選定が適正かどうか、という点を審査する。

（委員）仮にその事業認定庁の判断が適切だったかどうか、訴訟が起こされる可能性はあるのか。

（事務局）事業認定の決定に納得がいけない方によって、事業認定取消訴訟が起こされる可能性がある。その場合は、認定庁が被告となって、判断に誤りがなかったか問われることになる。

（委員）税金対策が申請の目的なことがほとんどというが、それは申請書類等の中で公表され

たり、事前説明会の中で説明されるのか。

(事務局) 税控除はあくまでも副次的効果で、申請書類の中で言及されることはない。なお、仮に一人でも事業に反対する方がいた時点で、申請目的は「税金対策」ではなく「土地収用」となるため、事業に反対する方の存在と税金対策という目的が併存することはないと考えてもらって良い。

(委員) 実際には事業に反対する人がいないにもかかわらず、税控除を受けるためだけに、こんなに大量の資料を作成し、ハードルの高い審査を受けなければいけないということが、そもそも税金の使い道としておかしいのではないかと思う。

(事務局) それはそのとおりである。多くの都道府県が、反対者がいない事業については、事業認定ではない手段で税控除を受けられるようにしてほしいと毎年国土交通省に要望を上げている。しかし、税にかかわることということで、制度を決めるのは財務省と国税庁となり、国土交通省も制度改正には苦慮しているようである。そのため、20年近く制度が変わらない状態となっている。

(委員) 税金の使い道はクリアであるべきであり、無駄な業務に使われているのはおかしいと思う。必要であれば、我々も政治家に働きかけが必要なのかもしれない。

(事務局) ありがとうございます。

(委員) 今回の事業について、排水は処理槽で浄化したうえで公共下水道に放流することだが、浄化処理をしたとしても、環境負荷はゼロにはならないため、どの程度の浄化能力があるのか示す資料があると、より良かったと思う。また、食べ残し等の食品廃棄物は脱水処理の上、恐らくゴミとして処分されることになるようだが、近年のSDGsの動きを鑑み、肥料等に加工する等、廃棄物の利活用まで検討していると更に公共性の高さの説明になるのではないか。

(事務局) 今後の参考とさせていただきます。

(委員) 都市政策において、コンパクトシティの考え方が進んでおり、人口が減り市街地が縮小していく中ではあるが、実際に目的に適った土地を新たに探すと市街化調整区域が起業地に選ばれるようになる事情は理解できる。その中で、今回の起業地は市街化調整区域と市街化区域の境界となる適地を選定されていると思う。

(事務局) ありがとうございます。

令和7年1月29日